

8.16 その他（土壌）

8.16.1 調査事項

調査事項は、表 8.16-1 に示すとおりである。

表 8.16-1 調査事項

区 分	調査事項
調査した事項	・ 土壌汚染の量
調査条件の状況	・ 汚染土壌の搬出の状況

8.16.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.16.3 調査手法

調査手法は、表 8.16-2 に示すとおりである。

表 8.16-2 調査手法

	調査事項	・ 土壌汚染の量
	調査時点	平成26年 5 月
調査期間	調査した事項	平成26年 5 月
	調査条件の状況	
	ミティゲーションの実施状況	
調査地点	調査した事項	汚染土壌が確認された地点（図 8.16-1）
	調査条件の状況	
	ミティゲーションの実施状況	
調査手法	調査した事項	関連資料の整理による方法とした。
	調査条件の状況	
	ミティゲーションの実施状況	

8.16.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 調査した事項及び調査条件の状況

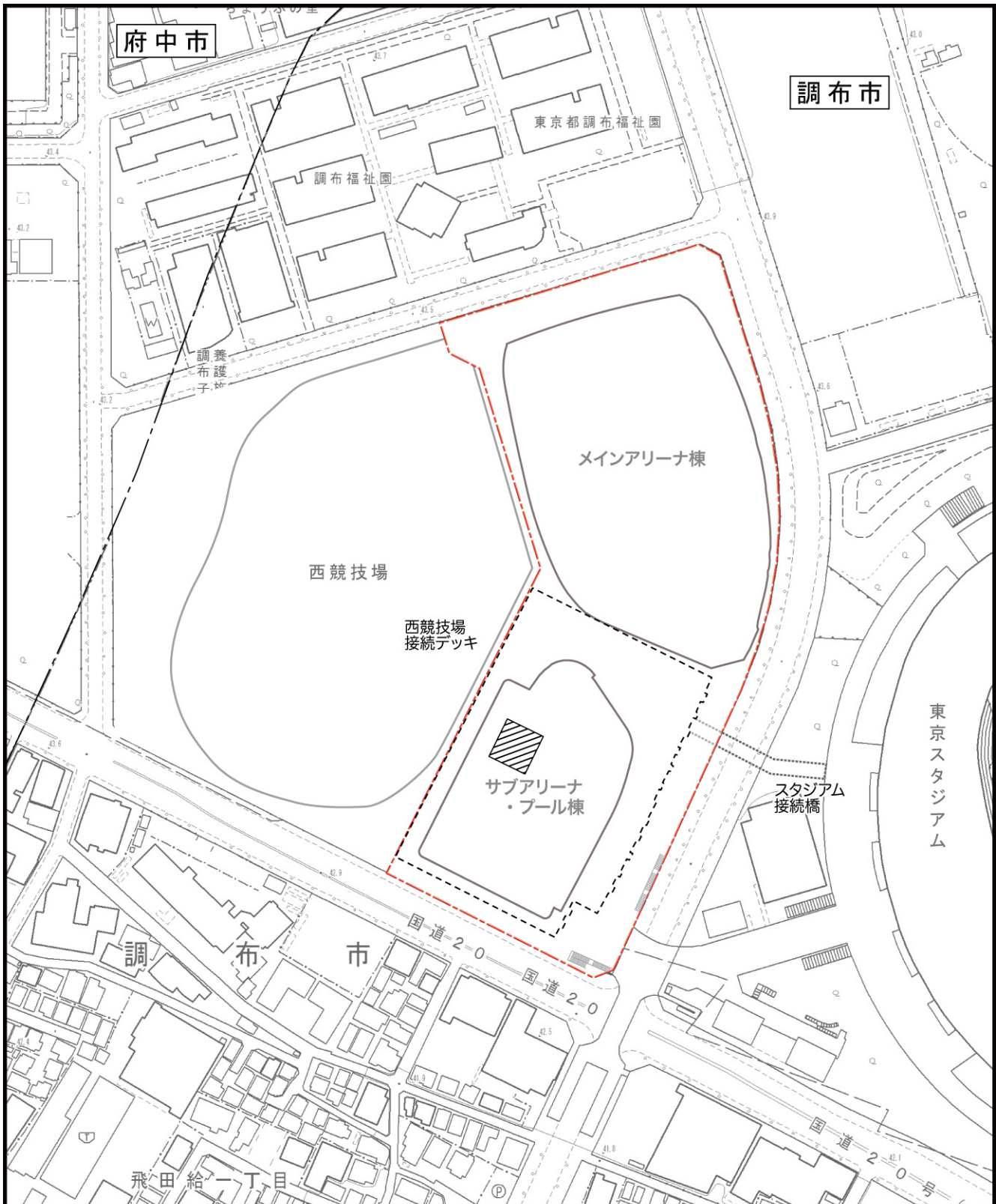
本事業の土地の改変にあたっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に基づき土地利用の履歴等調査を実施した結果、過去に有害物質取扱事業場が存在したという履歴はなかった。しかし、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第百五号）に基づき土壤調査計画書を平成 26 年 1 月 31 日に提出し、当計画による調査を行った結果、法令に定める土壤の汚染に係る環境基準を超過することが確認された。

汚染土壤の分布深度は最新 G. L. -0.5m であり、調査地域における処理を要する汚染土壤の量は合計で約 146m³であった。調査の概要を表 8.16-3 に示す。また、汚染土壤の範囲を図 8.16-1 に示す。


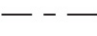
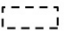

表 8.16-3 土壤調査結果の概要

項目		調査結果	土壤の汚染に係る環境基準
ダイオキシン類	含有量	4,100 pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g

ダイオキシン搬出工事計画書によると、汚染土壤は、掘削による除去が実施された。計画地外に搬出された汚染土壤は、平成 26 年 5 月中に特別管理型産業廃棄物として適切に処分場へ搬出し、処分した。



凡例

-  計画地
-  市町界
-  調査対象敷地
-  対策範囲 (対策深度 G.L. -0.5m)



Scale 1:2,500



図 8.16-1 汚染土壌・対策範囲及び深度